

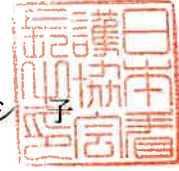
令和2年5月18日

厚生労働省

医政局長 吉田 学 殿

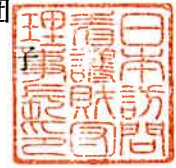
公益社団法人 日本看護協会

会長 福井 トシ子



公益財団法人 日本訪問看護財団

理事長 清水 嘉与



新型コロナウイルス感染症患者への訪問看護提供に関する要望書

新型コロナウイルスの感染拡大により、医療保険及び介護保険制度における訪問看護の対象者がPCR検査陽性となる可能性が高まっており、また、今後は入院対象とならず在宅で療養される軽症の感染者や、医療機関等での治療を終えて在宅で療養される方も増えることが予想される。

在宅における継続的な訪問看護体制を維持し、訪問看護師の安全を確保するために以下のとおり要望する。

記

1. 急性増悪時の入院受け入れ先の確保等

この感染症は軽症から重症化するまでのスピードが速く、合併症をもつ患者は致死率も高いとの報告があることから、PCR検査陽性者や治療直後の患者が在宅で療養する際には、急性増悪時の入院受け入れ体制が重要となる。感染症の症状が悪化した場合には診断医療機関または入院していた医療機関に、持病が悪化した場合は主治医に報告することになるが、いずれの場合も入院先は感染症病床となるため、入院病床の確保にあたり主治医と医療機関の実効性のある連携が求められる。

主治医と医療機関との連携によりスムーズに入院病床が確保できるよう、感染者の入院時の対応フローの明確化、受け入れ可能病床のリスト開示などの迅速な情報共有を行うよう、都道府県や関係機関に働きかけていただきたい。

2. 医療機関と同等の防護具等の供給

現状においても、感染が疑わしい事例や類似の症状が継続している事例には防護を強化して訪問しているところであるが、これまで対応したことがない感染症であるだけに、防護服やフェイスシールド等を備蓄していない訪問看護ステーションも多く、新規購入が困難であるため対応に苦慮している現状である。事業所によっては雨合羽やポリ袋、クリアファイル等を加工して防護具を作成しているステーションもある。

貴省の事務連絡において、都道府県からの防護具等の優先的な配布先として訪問看護ステーションが明記されているところであるが、一部の都道府県では、訪問看護が在宅療養に必要な不可欠な医療サービスであるという認識が十分ではなく、訪問看護ステーションへの防護具等の供給が後回しになるおそれがある。

資材の不足に伴う代替品の活用等については本会からも会員に周知しているところであるが、PCR 検査陽性者が現に在宅療養している以上、訪問看護の利用者および家族と訪問看護師の生命・安全を守るため、感染者に対する訪問看護サービスの開始にあたっては、訪問看護ステーションにも医療機関と同等の資材が必ず提供されるよう、都道府県および関係機関に周知徹底していただきたい。

3. 訪問看護師に対する PCR 検査の実施

新型コロナウイルスは無症状であっても感染する可能性があるため、訪問看護の利用者の中には、看護師が感染していないことの証明を求める声や、風評により訪問を拒否する事例もあるなど、不安が広がっている。今後、感染者に対する訪問看護が開始された場合、その不安は一層高まるものと予想される。また、看護師自身も感染するリスクの中で、利用者や家族等に感染させてしまうのではないかと不安を抱えながらケアの提供を行っている。

医療従事者が感染者又は感染疑いのある者と濃厚接触した場合、医師の指示により PCR 検査が実施できることになっている。感染者や濃厚接触者のケアにあたる訪問看護師が自身の感染の不安をもつ場合、無症状であっても、医師により速やかに PCR 検査の指示が出されるよう関係機関等に周知されたい。

以上